

令和 4 年 5 月 2 日

市内配食サービス事業者様

名古屋市健康福祉局
高齢福祉部介護保険課長

配食サービス事業者に対する書面指導の実施について

日頃は本市介護保険行政にご理解ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

配食サービス事業者様におかれましては、生活援助型配食サービス及び自立支援型配食サービスを各基準に基づき、適切に運営いただいていることと存じます。

本市では、事業の適正かつ円滑な運営の確保を図ることを目的として、定期的に実地による運営状況の確認及び指導を行ってまいりましたが、令和 2 年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施しておりませんでした。

今年度より、運営状況の確認及び指導を再開することといたしましたが、実地で行う場合の配食サービス事業者様の負担等も考慮し、書面により行うことといたしましたので、ご協力いただきますようお願いいたします。

また、当該書面指導につきましては、下記委託先へ業務委託し、実施いたしますので、ご承知おきください。

【委託先】

名古屋市介護事業者指定指導センター

(事務受託法人：一般社団法人 福祉評価推進事業団)

住所：名古屋市中区丸の内 3-5-10 名古屋丸の内ビル 7 階

TEL：052-950-2233 FAX：052-972-0577

(問合せ先)

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課指導係
電話：052-972-3087